



産休・育休明け保育所等入所予約案内

産休・育休の終了後に保育所等に入所できない場合、仕事を辞めなければならないことが心配のひとつです。摂津市では、安心して子育てできるまちづくりの一環として、産休・育休明け後の保育所等への入所を予約できる「産休・育休明け保育所等入所予約事業」を行っています。

1 入所予約を実施している保育施設について

区分	保育施設名	入所できる月齢	入所人数	
公立	子育て総合支援センター	産休明けから	各園3名まで	
	とりかいこども園	産休明けから		
私立	摂津ポッポせんりおか保育園	産休明けから		
	勝久寺保育園	5か月から		
	ポポラー大阪南千里丘園	産休明けから		
	わかば保育園	産休明けから		
	摂津さつき保育園	6か月から		
	認定こども園 千里丘愛育園	産休明けから		
	認定こども園 KENTO ひまわり園	産休明けから		
	認定こども園 みなみせんりおか遊育園	産休明けから		
	認定こども園 がくえんちょう遊育園（※）	産休明けから		
	認定こども園 正雀ひかり園	産休明けから		
	認定こども園 せつつあそびまち遊育園	6か月から		
	認定こども園 せつつ遊育園	産休明けから		
	認定こども園 つるのひまわり園	6か月から		
	認定こども園 正雀愛育園	産休明けから		
	認定こども園 一津屋愛育園	産休明けから		
	認定こども園 鳥飼さつき園	6か月から		
	認定こども園 こどもの杜藤森学園	11か月から		1名まで
	認定こども園 摂津ひかり保育園	産休明けから		2名まで
認定こども園 とりかい遊育園	産休明けから	各園3名まで		
認定こども園 とりかいひがし遊育園	産休明けから			
こどもなーと千里丘保育園	6か月から			
こどもなーと摂津保育園	6か月から			
摂津ポッポ保育園 香露園校	6か月から			
摂津ポッポ保育園 正雀校	6か月から			
こどもなーと正雀保育園	6か月から			

※認定こども園がくえんちょう遊育園は、認定こども園みなみせんりおか遊育園の分園です。

2 入所予約申込の対象となる方 ※出生前のお子さまも申込み可能です。

次の(1)から(5)まで全ての項目に該当する方

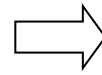
- (1) 産休または育休を取得する方が申込時に摂津市民で、現に会社等に勤務している方（在宅勤務含む）
- (2) 4月中に保育所等に入所でき、入所時に月齢を満たしている方
- (3) 入所日から1か月以内に必ず復職できる方
- (4) 申込児童が0歳児クラスへの入所となる方（誕生日が令和8年4月2日以降の方）
- (5) 18歳以上65歳未満の同居家族（育休取得者の配偶者含む）がいる場合は、その方についても保育を必要とする事由に該当すること（就労、就学等）

3 入所予約の受付と結果について

受付期間：令和8年4月1日～令和8年9月11日まで

受付方法：右記二次元コードから申込み

選考結果：令和8年9月下旬頃（4月入所一斉受付より前に結果を送付）



4 入所予約の申込みに必要な書類について

次の(1)から(3)の書類を揃えて、お申込みください。

(1) 産休・育休取得予定者の就労証明書（※出産前等で育児休業の期間が定まっていなくても申込みは可能ですが、育児休業期間の確定後に、育児休業証明書の提出が必要になります。）

(2) (1)以外の18歳以上65歳未満の同居家族全員について、保育の必要性を証明する書類（就労証明書・傷病証明書その他。詳細は「令和8年度摂津市保育所等入所案内」をご覧ください。）

(3) 母子手帳の写し（お子さまが未出生の場合のみ。父母の氏名および分娩予定日が確認できること。）

※就労証明書等の保育の必要性を証明する書類については、申込日の前々月1日以降に記載されたもののみ有効です。それより前に記載された証明書では受付できませんのでご注意ください。

5 入所予約申込後の流れについて

申込の締切り後、定員を超える申込があった場合は選考を行い、保育の必要性の高い方から順に入所予約内定者を決定します。

①入所予約に内定した場合

市が指定する令和9年4月保育所等入所一斉受付の期間内（令和8年10月頃）に保育所等の入所申込み（本申込み）の手続きが必要です。

※入所予約と令和8年度（令和9年3月まで）の入所申込みは併用ができませんので、入所予約が内定した時点で令和8年度分の申込みは取下げとなります。

②入所予約で内定しなかった場合

市が指定する令和9年4月保育所等入所一斉受付の期間内（令和8年10月頃）に保育所等の入所申込み（本申込み）の手続きが必要です。

※令和8年度中に保育所等の入所を希望する場合は、入所希望月の前月10日（令和9年2月、3月入所希望の場合は12月10日）までにお申込みください。（詳細は「令和8年度摂津市保育所等入所案内」をご覧ください。）

6 入所予約内定者の繰り上げについて

令和8年11月上旬までに入所予約内定者から辞退が出た場合は、次点者を繰り上げて内定者を決定します。その場合は、随時対象者の方へご連絡します。

7 注意事項

- 入所予約が内定した場合でも、お子さまの健康状態や発達状況によって特に支援が必要と判断される場合などは、入所予約の内定が取消しになる場合があります。健康状態等に変化があれば至急保育教育課までご連絡ください。
- 入所できる月齢が足りない時は、内定取消になる場合があります。
- 入所予約の内定後、入所日から1か月以内に産休・育休を取得する勤務先への復帰ができない場合や、父母のいずれかが就労証明書に記載の就労先と入所後の就労先が異なる場合（転職した場合）、または雇用契約上の勤務時間が減少する場合は原則内定取消になります（入所後、復職証明書の提出が必要です）。
- 保育所等の申込状況に関する証明書（例：待機証明書）の発行を希望される場合、入所申込み（本申込み）が必要です。入所予約の申込みだけでは証明書の発行はできませんのでご注意ください。
- 申込内容に虚偽がある場合、入所予約は無効となります。



（お問合せ先）摂津市教育委員会保育教育課
TEL 06-6383-1184（直通）